

平成十五年七月

改正不正競争防止法参考事例集

営業秘密の侵害に対する刑事罰の導入について

監修 知的財産政策室

事例 1

フリーのジャーナリストAは、関係者以外の立ち入りが制限されている製薬会社Bの研究施設に許可なく侵入し、新薬開発スケジュールが記載された文書をデジタルカメラで撮影したところ、守衛に取り押さえられ、守衛によってデジタルカメラの画像は消去された。

蔓延する新伝染病に効く新薬の開発の遅れを暴露する目的であった場合
当該情報を競業製薬会社に売却することを目的としていた場合

解釈

Aの行為に不正競争の目的はありませんので、不正競争防止法第14条第1項第3号から第6号の罪は成立せず、**不可罰**と考えられます。ただし、この事例では住居侵入罪(刑法第130条)が別途成立しますし、またB社から民事上の損害賠償請求をされる可能性もあります。

Aは**不正競争の目的**で、**管理侵害行為**をもって、**秘密として管理されている営業秘密文書(媒体)**の撮影(複製)を行っているため**可罰**と考えられます(**第14条第1項第4号**)。なお、営業秘密を撮影した時点で犯罪は成立しますので、その後画像が消去されても不可罰とはなりません。

事例 2

事例1で、Aは守衛に見つかることなく研究施設を脱出し、撮影した写真を印刷して**競業製薬会社C**に売却した。

解釈

Aは営業秘密を**不正に取得**し、**不正競争の目的**で、Cに売却(**開示**)しているため、**可罰**と考えられます(**第14条第1項第3号**)。なお、第3号の罪が成立する場合には、その予備罪である第4号の罪は成立しません。

事例 3

Aは電機機械製造会社Bの従業員として、**秘密として管理されている**同社の部品保管マニュアルに従って同社倉庫にて電機部品を管理していたところ、**当該マニュアルを使って倉庫業を営むことを企画し、**

自分が保管していた同マニュアルを自宅に持ち帰り、**B社退職後**個人で倉庫業を開業し、**自らの倉庫業のために同マニュアルを活用した。**

会社のパソコンから同マニュアルをE-MAILで自宅に送信し、**B社退職後**個人で倉庫業を開業し、**自らの倉庫業のために同マニュアルを活用した。**

B社退職後、個人で倉庫業を開業し、**記憶していた同マニュアルの内容を、自らの倉庫業のために活用した。**

B社在職中に、個人で倉庫業を開業し、記憶していた同マニュアルの内容を自らの倉庫業のために活用した。

解釈

Aはマニュアル(営業秘密)を保有者から示された者ですが、自己用途のためにマニュアルを自宅に持ちかえる行為が、**営業秘密管理任務に背いて、営業秘密を領得**することにあたり、その後**営業秘密を使用**しているため、**可罰**と考えられます(第14条第1項第5号)。

「E-MAILで自宅に送信」することは「複製」にあたりますので**任務に背いてその営業秘密記録媒体等の複製の作成を行い、その後営業秘密を使用**していることになり、**可罰**と考えられます(第14条第1項第5号)。

営業秘密を保有者から示された者が、**退職後に、記憶**していた営業秘密を使用することは**不可罰**です。

AはB社**在職中**であるため、**従業者であり、記憶**していた情報でも、**不正競争の目的で活用(使用)**している場合には**可罰**と考えられます(第14条第1項第6号)。

事例4

Aは化学薬品会社Bの本社ビルの受付嬢であるが、**訪問者用IDカードの発行ができる立場を利用して、入室が管理されている**本社の知的財産権管理部門に入室できるIDカードを使って同部門に入室した。そして、書類棚からある化学製品の**製造ノウハウ**が記載された文書を探しだし、その概要を**記憶**したうえで、当該文書は元の場所に戻しておいた。

解釈 Aは営業秘密を**記憶**しただけであり、なんら**媒体の取得や複製**を行っていないので、実際の**不正使用 開示行為**が伴っていないければ**不可罰**と考えられます。ただし、住居侵入罪(刑法第130条)等の成立が認められる可能性はありますし、就業規則違反の責任を問われたり、その他の民事上の責任を問われる可能性はあります。

事例5

事例4で

Aはその後**当該製造ノウハウをノートにまとめ、当該ノートを競業化学薬品会社Cに売却**した。

Aはその後**当該製造ノウハウにつき、競業化学薬品会社Cに口頭で伝え、報酬を得た**。

解釈 及び のいずれの場合においても、**不正に取得した営業秘密を不正競争の目的で、開示している**と考えられるので、**可罰**と考えられます。Aは**従業者**ですが、**営業秘密を不正に取得**しているので、第3号が適用されます。第3号は媒体の使用の如何を問いませんので、口頭で伝えた場合にも同様に可罰となります(第14条第1項第3号)。

事例 6

Aは輸送機械製造会社Bの研究者であり、勤務中にB社が秘密として管理しているエンジンの開発ノウハウを学んだが、上司と折り合いが悪かったため、競業する輸送機械製造会社Cに転職した。AはC社において、B社で身につけたエンジン開発ノウハウを活用して、エンジニアとして活躍した。

解釈 この場合身についた技術は正当に取得した営業秘密と考えられ、退職後に記憶された知識を活用することは不可罰と考えられます。

事例 7

Aはコンピューター技術者であり、インターネットを通じて通信販売会社Bのコンピューターに不正にアクセスして顧客リストを閲覧し、それを紙に印刷して、消費者金融会社Cに売却した。

解釈 不正アクセス禁止法で禁じられている不正アクセス行為を通じて営業秘密を取得して、不正競争の目的で、売却(開示)する行為と考えられるので、可罰と考えられます。通信販売会社と消費者金融会社は業種は異なりますが、営業秘密たる顧客リストをその本来の目的にしたがって活用する以上、不正の競争の目的という要件は満たされると考えられます(第14条第1項第3号)。

事例 8

AはディスカウントストアBの販売員であるが、休憩室においてあった施錠されていない書類棚に仕入先リストが保管されているのを見つけ、店に備え付けのコピー機でコピーを取ったうえ、リストの原本は元のところに戻しておいた。Aはその後Bを退社して独自にディスカウントストアCを開業し、当該仕入先リストのコピーを活用して大繁盛した。

解釈 本件の仕入先リストは休憩室の施錠されていない書類棚に置かれており、容易に閲覧可能な状態にあったため、営業秘密の要件の1つである秘密管理性が十分でなく、そもそも営業秘密として認められないため、不可罰と考えられます。